○農林水産省告示第千六百六十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年七月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

備考の3の別表中

スクリーニング ペレット	鶏	89.3	—	1,910	75	70	53	0	46.3
	豚	89.3	48.4	—	64	66	58	12	—
	牛	89.3	61.7	—	73	78	71	41	—

を

スクリーニング ペレット	鶏	89.3	—	1,910	75	70	53	0	46.3
	豚	89.3	48.4	—	64	66	58	12	—
	牛	89.3	61.7	—	73	78	71	41	—
精白米・小麦 ジストチラーズグレイン	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—
	豚	—	—	—	—	—	—	—	—
	牛	94.2	68.4	—	68	70	82	61	—

に

精白米と小麦をおおむね5：1で混合して発酵蒸留したアルコールとして燃料用に製造した副産物を乾燥したものであること。栄養価は、暫定的に定められたものである。

改める。

○経済産業省告示第百六十二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十四の規定に基づく指定保安検査機関の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第五号の二の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年七月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	住所	指定の区分	指定地域	廃止年月日
広島ガスサービス株式会社	広島県南区皆実町一丁目十番十八号	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定 一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設（液化塩化水素、液化シアン化水素、液化ブロムメチル及び液化エチレンオキシドに係るものを除く。）の保安検査を行う者としての指定 第一種特殊高圧ガス保安規則第二条第一項に規定する第二種化学設備並びに同令第二条第一項に規定する第三種製造施設の安全検査を行う者としての指定	全都道府県	平成二十四年六月三十日

○海上保安庁告示第百六十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年七月十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　酒田港北防波堤灯台

位置　山形県酒田港（北防波堤外端）

所在地　三八―五五―四八

北緯　三九―四八―一一

東経　一三九―四八―一一

変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

変更年月日　平成二十四年五月二十九日

○海上保安庁告示第百六十六号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年七月十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　宮古港神林仮設灯浮標

位置　岩手県宮古港（閉伊埼灯台の南西方約六・三キロメートル）

所在地　三九―三七―〇四

北緯　一四一―五八―〇七

東経　平成二十四年五月三十日

撤去年月日　一時変更

記事

○海上保安庁告示第百六十七号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年七月十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　千葉港第四号灯標

位置　千葉港第四号仮設灯浮標

所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北方約一・二キロメートル）

北緯　三五―三四―四四

東経　一四〇―〇二―四八

変更した事項　名称　千葉港第四号仮設灯浮標

塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形

明弧　削除

高さ　削除

変更年月日　平成二十四年五月三十日

記事　一時変更

○海上保安庁告示第百六十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年七月十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　伊佐港防波堤灯台

位置　高知県土佐清水市（伊佐港防波堤外端）

所在地　三二―四三―二一

北緯　一三三―〇〇―二八

東経

変更した事項　灯質　連成不動単閃赤光　毎三秒に一閃光

光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ

光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル

変更年月日　平成二十四年五月三十一日

○海上保安庁告示第百六十九号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年七月十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　越後新川港北防砂堤Ｂ灯台

位置　新潟県新潟市（新川港北防砂堤Ｂ外端）

所在地

北緯　三七―五二―二五

東経　一三八―五五―一四

撤去年月日　平成二十四年六月一日

記事　一時変更

名称　井ノ岬灯台

位置　高知県幡多郡黒潮町（井ノ岬）

所在地

北緯　三三―〇一―二七

東経　一三三―〇五―四〇

変更した事項　光度　実効光度三九〇カンデラ

光達距離　七・五海里

変更年月日　平成二十四年五月三十日